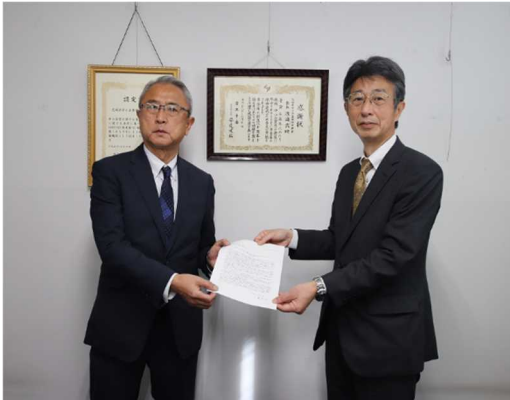


茨城労働局長が「賃金引上げの際の同一労働同一賃金の観点を踏まえた対応等」について要請を実施しました！

令和5年3月27日、29日



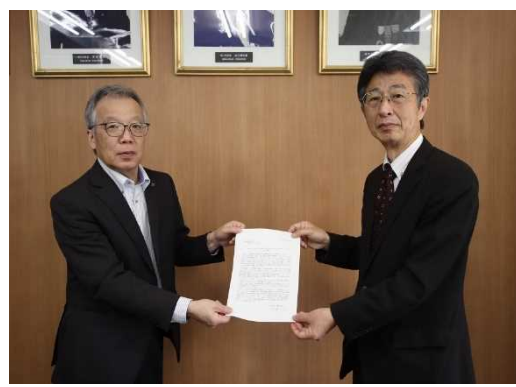
左：茨城県中小企業団体中央会 専務理事 関 武志 氏
茨城労働局長 下角 圭司：右



茨城県商工会議所連合会 専務理事 坂井 和美 氏：右
左：茨城労働局長 下角 圭司



左：茨城県経営者協会 専務理事 加藤 祐一 氏
茨城労働局長 下角 圭司：右



左：茨城県商工会連合会 事務局長 朝比奈 典功 氏
茨城労働局長 下角 圭司：右

厚生労働省では、正規雇用労働者と非正規雇用労働者との間の均衡のとれた待遇を確保していくため、不合理な待遇差の是正に向けて、同一労働同一賃金の遵守の徹底に向けて取り組んでいるところですが、本年3月15日から5月31日までを「非正規雇用労働者の賃金引上げに向けた同一労働同一賃金の取組強化期間」として、更なる同一労働同一賃金の遵守の徹底と非正規雇用労働者への賃金引上げの確実な波及に取り組むこととしております。

これを受けて茨城労働局（局長 下角 圭司）では、3月27日、29日の2日間にわたり経済団体を訪問し正社員と非正規雇用労働者との間の不合理な待遇差や見直すべき内容、待遇改善にかかる趣旨をご理解いただき、傘下企業に積極的に取り組んでいただくよう要請を実施しました。

茨城労働局では引き続き、各種団体と連携し、あらゆる機会を通じて正規雇用労働者と非正規雇用労働者との間の均衡のとれた待遇の確保について周知啓発に努めてまいります。

【問い合わせ先】

茨城労働局 雇用環境・均等室

電話：029-277-8295